

平成 28 年度 補助金等の点検経過について

全体の詳細については、(別表 1) 平成 28 年度補助金等点検結果一覧表をご覧ください。

1 1次評価 (平成 28 年 5 月 31 日～6 月 27 日)

(1) 内容

- ア 所管課による補助金の点検
- イ 対象は、平成 27 年度に決算額があるもの

(2) 評価結果等

- ア 対象数 224 件
- イ 点検結果
 - 手法変更 6 件 (2.7%) (うち H28～委託 1 件 H28～負担金 2 件)
 - 廃止 22 件 (9.8%) (うち H27 終了 15 件 H28 終了 1 件)
 - 見直し 35 件 (15.6%)
 - 継続 161 件 (71.9%)

2 2次評価 (平成 28 年 8 月 17 日)

(1) 内容

- ア 次長・室長による 1 次評価の検証
- イ 対象は、次により抽出した (26 件)。
 - ◆ ガイドラインでは、補助金額が補助対象経費の 2 分の 1 以下であることを基準としていることから、市単独の補助であって、補助金額の割合が補助対象経費の 2 分の 1 を超えるものを抽出
 - ◆ ただし、次のものは除外している。
 - a 教育委員会から学校に対する補助金
 - b 定額補助のうち、補助対象経費が不明確なもの

(2) 評価結果等

1 次評価		⇒	2 次評価	
継 続	20		継 続	20
見 直 し	5		見 直 し	6
廃 止	1		廃 止	-
合 計	26		合 計	26

3 3次評価 (平成 28 年 9 月 27 日)

(1) 内容

- ア 補助金等適正化委員会(委員長:市長)による 1 次・2 次評価について政策的な観点からの検証を行い、各補助金等についての指示事項を定める。

イ 対象は、次により抽出した(71 件)。

- ◆団体運営補助全般
- ◆社会福祉協議会に対する補助
- ◆2次評価実施分
- ◆その他3次評価が必要な補助

(2) 評価結果等

3次評価		←	1次・2次評価	
継 続	12		継 続	46
見 直 し	52		見 直 し	21
廃 止	7		廃 止	4
合 計	71		合 計	71

※具体的な見直し指示については、次のとおり

I 全般事項

1 団体運営補助について（39 事業）

団体運営補助については、「補助金等見直しガイドライン」を踏まえ、原則として3年を目途に（31年度末を目途）廃止する。なお、この検討にあたっては、下記の視点に留意して行う。

団体運営補助見直しにかかる視点

(1) 補助対象経費を明確にすることにより、事業補助への転換を図る。

団体の会議等の運営は、会費等により行われるべきであることを前提に、団体が実施する活動のうち、どの活動等に対して支援を行うかを明確にすることにより、その是非を判断する。活動事業に係るものは、事業補助へ転換する。

(2) 繰越金等の現状を把握し、補助金等の必要性を判断する。

毎年の繰越金、留保資金等を確認することにより、補助金等の必要性の確認等を行う。

(3) 団体の財政的な自立を促すアプローチを行う。

各団体が財政的に自立できるよう、各団体に対して会費や協賛金等の徴収、増額又は収益的事業の実施等を促す。

(4) 小規模補助の見直し

当該団体の運営に係る経費に占める市補助金の割合が低いものについて、有効性や妥当性の観点から検証等を行う。

2 定額補助について（運用上の改善）

補助金等のうち定額補助のものについて、28年度から補助対象経費について把握可能な資料を備えることとする。

3 教育委員会から学校に対する補助金（運用上の改善）

予算の執行方法として、直接執行などの事業手法を検討することとする。

II 個別事項

個別の指示事項、また指示を踏まえた実際の見直し結果（予算等）については、（別表2）平成28年度補助金等3次評価による見直し指示への対応一覧表のとおり

※なお、この補助金等の点検は、公益性、必要性、有効性等の視点からそれぞれの補助金等が適正かどうかについて点検を行うものであるため、当該点検で示される評価結果（今後の方向性）と実際の見直し結果（予算等）とは、必ずしも一致していません。